

一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会 会員規則

2019年4月1日（改訂）

## 第1条（目的）

一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会（以下、本会という）はペースメーカー・ICD等（以下PM等と表記）装着者が安心して就労や日常生活できる電磁環境を実現するため、職場や施設、さらに電磁波を発生する設備や機器に対して電磁界調査を実施し、「EAEマーク」を配置することにより、電磁波を可視化し、PM等装着者にとって安全安心な環境の実現を目的とする。

また、PM等電磁波防護製品並びにその他人体用電磁波防護製品の試験方法や製品の品質規格を定め、規格に合格した製品に「EAEマーク」を発行することにより、電磁波防護製品の信頼を高め、電磁波防護製品の健全な発展と消費者の利益を守ることを目的とする。

この規定は、本会定款第6条に規定する賛助会員について必要な事項を定めるものである。

## 第2条（会員種別）

協会の目的に賛同し、入会して協会の活動を支援するものを会員とする。会員は下記2種とする。

- （1）正会員 …本協会の目的及び事業に賛同し、本会を支援する個人・障害者団体・業界団体
- （2）賛助会員 …本協会の目的及び事業に賛同し、自社の施設や製品に「EAEマーク」を使用する個人・法人・団体

## 第3条（本会会長と副会長）

全会員を代表する者を会長とし、本会の代表理事が就任するものとする。会長を補佐する副会長は本会の理事の中から若干名を互選によって選定するものとする。

## 第4条（入会金と会費）

会員はその種別により、入会申込書を本会に提出し、入会金と会費を納めなければならない。

- 2 入会金は入会申し込みの日より1ヵ月以内に支払うものとする。
- 3 会費は事業年度の始まる4月1日から4月30日の間に当事業期間の年会費を支払うものとする。
- 4 年度途中で入会の場合の会費は、入会月から翌3月の間を入会月とし、月割りでの計算とする。

## 第5条（会員事業年度）

会員の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6条（入会の不承認）

入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- （1）過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合
- （2）入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合

## 第7条（会員の義務）

会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。
- 3 会員は住所・氏名（法人・団体の名称）や登録内容に変更が生じた場合直ちに協会へ届出なければならぬ。

#### 第8条（権利・義務の始期）

会員としての権利は、前項の入会金および会費の納入が完了したときに発生するものとする。

#### 第9条（会員譲渡の禁止）

会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させる行為や売買等の一切の処分行為はできないものとする。

#### 第10条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版などではできない。

#### 第11条（会員資格の喪失）

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- （1）協会に所定の退会届を提出したとき。
- （2）本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき。
- （3）法人または団体会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
- （4）所定の会費を継続して2年間に渡り滞納が生じたとき。
- （5）会員が定款や本規定の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたときは除名となる。

#### 第12条（入会金および会費の返還）

退会・資格の喪失・除名などのいかなる事由であってもすでに納入した入会金、会費は返還しない。

#### 第13条（再入会）

資格を喪失したものが再入会を希望し、協会がそれを認めたときは再入会が認められる。

- 2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

#### 第14条（会員規約に定めのない事項）

この会員規定に定めのない事項については定款によるものとする。

#### 第15条（本会員規則の発効）

本会員規則は、平成31年4月1日から実施する。